

収入申告免除の申出書
兼 収入申告免除に伴う所得調査に関する同意書

令和 年 月 日

あて先) 北九州市長

■申出人

市営住宅名	区 団地 棟 号
入居者氏名	
電話番号	

※代筆の場合は、代筆者の氏名等を記入してください。

代筆者氏名：

(入居者との関係：)

電話番号：

私は、公営住宅法施行規則第8条各号に掲げる者(※)に該当し、収入申告をすること及び収入報告の請求に応じることが困難なため、収入申告の免除を申し出ます。

また、家賃算定に必要な世帯員の所得に関する情報を市が調査することに同意します。

なお、市による所得の把握ができなかった場合及び私が適正に居住しなくなった場合は当該年度の収入申告義務は免除されないことを了承します。

※認知症である者、知的障害者、精神障害者等

下記の確認書類のいずれかを一緒にご提出ください。

■確認書類 (該当するものに☑をつけてください。)

該当項目	入居者(名義人)の状況	必要な書類
<input type="checkbox"/>	認知症患者	認知症であることがわかる医師の診断書
<input type="checkbox"/>	精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の写し
<input type="checkbox"/>	知的障害者	療育手帳の写し

(裏面を必ずお読みください)

＜添付書類に関する注意事項＞

共通事項は全ての方が対象です。それ以外は該当箇所をお読みください。

共通事項
<ul style="list-style-type: none">・ 確認書類等の取得費用は、市営住宅入居者の自己負担になります。・ 手帳は、期限を過ぎると収入申告の免除が取り消しになる場合があります。
認知症患者
<ul style="list-style-type: none">・ 医師の診断書がない場合、介護等に従事する職員からの意見書で代用することができます。
精神障害者、知的障害者
<ul style="list-style-type: none">・ マイナンバー利用の同意をいただいている場合、手帳の写しの提出は不要です。また、手帳が更新されている限り、その後の提出も不要です。 ※マイナンバー利用の同意をいただいていない場合、申出時及び手帳更新時に手帳の写しの提出が必要です。

＜申出後の流れ＞

- ①入居者が市へ申出書と確認書類を提出
- ②市にて確認を行い、認知症である者等と認めた場合、提出日の翌月から収入申告義務を免除
※申出に係る結果については、文書にてお知らせします。